

熊本市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱

制定 平成 9 年 7 月 1 日市民生活局長決裁
改正 平成 11 年 9 月 24 日健康福祉局長決裁
平成 25 年 3 月 27 日健康福祉子ども局長決裁
平成 28 年 5 月 16 日健康福祉局長決裁
令和 4 年 11 月 14 日市長決裁
令和 7 年 9 月 1 日健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた市民に対して、災害弔慰金又は災害見舞金を支給することにより、被災市民の援護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象及び火災をいう。
- (2) 市民 災害により、被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 災害弔慰金の支給は、市民が前条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対して支給するものとする。

2 前項により災害弔慰金の支給を受ける遺族の範囲及び順位は、熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第13号。以下「条例」という。）第4条の定めるところによる。

3 災害弔慰金の額は、災害により死亡した者1人につき10万円とする。

(災害見舞金の支給)

第4条 災害見舞金の支給対象者は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 災害により重傷を負い療養を要する期間がおおむね1月以上である者
- (2) 災害により被害を受けた住家に居住していた世帯に係る世帯主（支給決定時点における世帯主に限る。）

2 災害見舞金の支給額等は、別表に定めるとおりとする。

(支給制限)

第5条 災害弔慰金及び災害見舞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 災害による被害が、その被害を受けた者及び世帯員の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 死亡又は負傷した者につき、条例により災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を受けることができる場合
- (3) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第347号）第2条の規定に該当する場合
- (4) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかった場合
- (5) 全各号に掲げるもののほか、特別の事情により市長が支給を不相当と認めた場合

(雑則)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年7月1日から施行する。
- 2 熊本市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱（平成2年7月2日施行）は、廃止する。
（平成28年熊本地震に係る定義の特例）

- 3 平成28年熊本地震に係る災害見舞金の支給については、第2条第2号中「災害により、被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳又は外国人登録台帳に登録されている者」とあるのは「地震により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者」とする。

附 則

この要綱は、平成11年9月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の熊本市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱の規定は、この要綱の施行日以後に発生した災害により被害を受けた者に適用し、同日前に発生した災害により被害を受けた者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、令和7年8月10日以降に生じた災害について適用する。

別表（第4条関係）

被害区分及び程度		災害見舞金の額
住 家	全壊又は全焼	1世帯につき 50,000円
	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊又は半焼	1世帯につき 30,000円
	準半壊に至らない（※床上浸水したものに限る）	1世帯につき 10,000円
災害による重傷		1人につき 30,000円
備 考		
1 被害区分及び程度の認定は、災害の被害認定基準について（令和3年6月24日府政防第670号）の被害程度の認定基準に基づき、市長が認定する。		
2 住家に被害が生じ重傷となった者については、住家被害の災害見舞金と重傷による災害見舞金との合計額を災害見舞金として世帯主に支給する。		
3 住家に被害を生じた者で、その被害区分が二以上に該当する場合は、災害見舞金の高い方を災害見舞金として支給する。		